



覚書

法務省管総第242号
基発第139号
職発第118号
能発第60号

平成元年3月27日

1 基準省令等について

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案の第114回国会提出に当たり、労働省と法務省は下記のとおり了解する。

労働省職業能力開発局長 甘粕 啓介

記

(1) 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第7条第3項の関係行政機関の長に労働大臣が含まれることとし、法第7条第1項第2号の法務省令（以下「基準省令」という。）の制定改廃に当たっては、法務省は、あらかじめ、労働省と協議する。

法務省入国管理局長 股野 景規

(2) 基準省令以外に入国審査の基準は定めない。

(3) 基準省令について労働省から見直しの申し入れがあったときは、法務省は誠意をもって検討する。

労働省労働基準局長 野崎 和昭

(4) 法第7条第1項第2号の「我が国の産業及び国民生活」には、「我が国の労働市場の状況、労働力需給の状況、労働条件の状況」が含まれる。

労働省職業安定局長 清水 傳達

(5) 労働省が労働力需給調整、適正な労働条件及び雇用の安定の確保等も図り得るよう、必要な規定を基準省令に定める。

2 入国審査における個別案件に関する法務省と労働省の意見調整

体制を引き続き協議する。

- ① 労働省の職員が不法就労に關し、法第62条第2項の規定に基づき通報する場合の通報方法等を定め、これにより通報を受けた入國警備官は、違反調査を開始する。
- ② 労働省の職員が、労働関係法規違反の取締りのため必要がある場合に、地方入国管理局に対し、情報の提供その他の協力を求めたときは、当該情報の提供及び必要な協力をする。
- ③ 退去強制手続において、多くの不法就労外国人を雇用するなど労働行政上問題となる事案を発見したときは、法務省から労働省に必要な情報の提供を行う。

- (2) 労働を目的とする外国人に係る案件のうち、基準省令の運用に関し、基準を満たすか否かの判断が困難な案件については、法務省は、労働省に個別に意見を求める、その意見を尊重した上でその入国の可否の決定を行なう。この場合において、労働省は法務省に速やかに意見を伝える。

- (3) 上記(1)又は(2)により、法務省が労働省と個別に意見調整する案件がどのような内容のものかについては、両省が誠意をもって引き続き協議する。

- 4 個別情報の提供については、労働省が情報提供を受ける範囲、周期、手順等については、引き続き協議する。
- (4) 「特定活動」の在留資格のうち、労働又は研修を目的とするものについては、法務省は、労働省に個別に意見を求める、その意見を尊重した上でその入国の可否の決定を行なう。この場合において、労働省は法務省に速やかに意見を伝える。

3 不法就労対策について

- (1) 不法就労対策につき、次のことを行うこととし、これ以外の部分については、両省で不法就労に関する調査、事情聴取の方法等につき、協力

- 5 連絡協議会（仮称）の設置については、外国人労働者に関する情報の交換、不法就労外国人対策に関する連絡・協力等の円滑化を図るために連絡協議会（仮称）を、本省及び必要に応じて地方において設置することとし、本省においては年数回程度で定期的に会合し、この会合の周期は一方の申し入れによって変更するものとし、これ以外の手続等については、引き続き協議する。

6 法第7条の2の在留資格認定証明書について

- (1) 法第7条の2第1項の法務省令の制定改廃に当たっては、法務省は、あらかじめ、労働省と協議する。

(2) 在留資格認定証明書の運用について、事業主等に対して周知する。

- (3) 法第7条の2第2項の法務省令においては、本邦で労働に従事する者又は研修を受ける者の代理人としては、それぞれ当該外国人の受け入れ先（事業主）又は研修先のみを規定することとし、また、この法第7条の2第2項による在留資格認定証明書の代理人による申請については、法務省令で定めた者以外の者からの申請を受理しないこととし、いわゆるプローカー等を介入させないよう運用する。

9 研修について

7 法第19条第2項の資格外活動の許可について

- (1) 資格外活動の許可の基準又は取扱方針（以下「許可基準等」という。）を制定する場合には、その制定改廃に当たって、法務省は、あらかじめ、労働省と協議する。

- (2) 留学生及び就学生のアルバイトに係る資格外活動の許可については、許可基準等、その運用方針及び日本語学校等の規制方法等について労働省を含む関係省庁間で協議する。

8 法第20条の在留資格の変更について

- (1) 在留資格の変更の基準又は取扱方針を制定する場合には、その制定改廃に当たって、法務省は、あらかじめ、労働省と協議する。

- (2) 「短期滞在」からの在留資格の変更については、他の在留資格の変更において在留の実績を勘案するのとは異なり、いったん出国させても再び入国できることとなる見込みの者について、基準省令を適用して審査する。この場合において、2(1)、(2)若しくは(4)又は9(2)に該当する案件については、法務省は、労働省に個別に意見を求め、その意見を尊重した上でその変更の可否の決定を行う。また、この場合において、労働省は法務省に速やかに意見を伝える。

- (1) 外国人研修生の受け入れについては、両省間で緊密な連絡協力体制を整備し、秩序ある受け入れに努めるとともに、研修に係る基準省令の具体的な内容については、研修の適正な実施を確保する観点から問題の生じることがないよう両省が誠意をもって検討する。

- (2) 研修を目的とする外国人に係る案件のうち、基準省令の運用に関し、基準を満たすか否かの判断が困難な案件については、法務省は、労働省に個別に意見を求め、その意見を尊重した上でその入国の可否の決定を行う。この場合において、労働省は法務省に速やかに意見を伝える。なお、法務省が労働省と個別に意見調整する案件がどのような内容のものかについては、両省が誠意をもって引き続き協議する。

10 法第2条の2第3項の法務省令により定められる外国人の在留期間は、現行の期間を階級する。

十分な監視体制を整える。

11 特定活動の「告示」について、法第7条第1項第2号の特定活動に係る「告示」で定めるものは、ワーキングホリデー及び外交官等のメイド等特別の必要のあるものに限る。法務省は、労働又は研修を目的とする活動について告示するときは、あらかじめ、労働省と協議する。

12 法第7条第1項第2号の定住者に係る「告示」で定めるものは、インドシナ定住難民、中国残留孤児関係者その他の人道的理由から本邦での在留を認めることが適当と判断されるカテゴリーのみを内容とする。

13 法第19条第1項の法務省令の制定改廃に当たっては、法務省は、あらかじめ、労働省と協議する。

14 法第19条の2の就労資格証明書について

- (1) 法第19条の2の法務省令の制定改廃及び証明書の様式、具体的記載事項、発給手続については、法務省は、あらかじめ、労働省と協議する。
- (2) 外国人の雇用の局面で混亂が生じないよう、その運用について両省で十分協議するとともに、法務省は、この証明書が不正利用されないように

15 出入国管理基本計画について

- (1) 出入国管理基本計画の内容は、法務省の所管に属する事項のみとし、労働省の所管に属する事項は含まれない。
- (2) 法第61条の9第3項の関係行政機関の長に労働大臣が含まれる。

16 「留学」等について

- (1) 在留資格「教授」及び「留学」下欄の「これに準ずる機関」には、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に規定する職業訓練大学校及び職業訓練短期大学校が含まれる。
- (2) 法務省は、職業訓練校、技能開発センター及び障害者職業訓練校へ入校する外国人に対して在留資格を与え、その職業訓練期間に等しい在留期間を付与する等在留資格「留学」により入国する場合と同等の措置を講ずる。

- (1) 別表第一及び第二の在留資格のうち労働又は研修を目的とする外国人に係るものとの解釈について法務省が解釈通達等を発したときは、その内容を速やかに労働省に通知する。

17 別表第一及び第二の在留資格のうち労働又は研修を目的とする外国人